

令和7年4月8日

ふくしま県産品再生支援事業 (ふくしま商品開発・販路開拓支援事業) 補助金募集要領

1 事業の目的

県産工芸品又は加工食品を取り扱う事業者、団体、組合等の新たな商品開発や新規販路の開拓を支援することで、震災以後続く風評の払拭と県産品全体の活性化を目指します。

2 募集対象者

本補助金の募集対象者は、以下の(1)及び(2)の要件を全て満たす者であることが必要です。

(1) 福島県内に本拠を置き、以下のア～ウいずれかの要件を満たす者

- ア 県指定伝統的工芸品又は繊維・木工・クラフト製品等の県産品事業者
若しくは団体・組合等
- イ 加工食品の県産品事業者・組合等
- ウ ア・イに挙げる製品を管轄する市町村

(2) 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、かつ、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とする。

3 補助内容

(1) 工芸関係事業者・加工食品事業者

ア 補助対象事業

補助対象経費が500千円以上であり、かつ、次の(ア)・(イ)いずれか、又は双方にかかる事業とする。

(ア) 商品開発

- ① 新商品の開発(試作・デザイン研究開発等を含む)
- ② 既存技術を活用した新商品等の開発・改良
- ③ その他、新商品の求評会等の開催・試作品の市場評価収集

※商品開発においては、「ふくしまクリエイターズバンク」登録クリエイターを積極的にご活用ください。活用する計画の場合は、審査において加点措置があります。

(登録クリエイター一覧はこちら)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031c/fukushimacreatorsbank.html>

(イ) 販路開拓

- ① 展示会等への出展
- ② 販路開拓のための広報
- ③ その他、販路開拓に寄与する事業

イ 補助対象期間

補助決定日から令和8年1月末日（期間内に事業を終了（支払含む）すること。）までとする。

ウ 募集予定者数

15者程度（内訳は以下を想定）

浜通り地域等15市町村（※1）以外の事業者（工芸・食品併せて7者程度）

浜通り地域等15市町村の事業者（工芸・食品併せて8者程度）※2

※1 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、いわき市、相馬市、新地町の15市町村

※2 ALPS 処理水海洋放出による風評再燃の影響を考慮し、浜通り地域等の事業者の採択枠を設けております。採択枠に対し、浜通り地域等の事業者の応募が少なかった場合は、浜通り地域等以外の事業者枠に充当いたします。

また、補助金申請時点で※1以外の市町村で事業を行っている事業者のうち、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難を余儀なくされた市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）で震災時に事業を行っていた事業者であって、事前に県と協議し要綱第1条の事業趣旨に合致すると認められたものを含みます。

エ 補助率等

補助対象経費の3分の2以内の額（小数点以下、切り捨て）とし、補助上限額は500千円とする。

※予算の範囲内で補助金を交付する。

※事業者申請額より減額した額で交付決定する場合があります。

（3）補助対象経費について

補助対象経費	旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、負担金 ※各経費区分における対象経費については別表「補助対象経費一覧」による
--------	---

4 募集申請書類の提出について

（1）提出方法

申請される方は、提出書類を作成の上、正本1部、写し5部の計6部を、（3）に定める提出期間内に福島県県産品振興戦略課へ郵送にて提出してください。

（注1）FAX及び電子メールによる提出は受けません。また資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

（注2）締切りを過ぎての提出は受けません。郵便での提出は、締切日必着にて提出してください。

(2) 提出書類

- ① 申請に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行います。審査期間中、必要に応じ記載以外の追加説明資料の提出を求める事があります。
- ② 提出書類や追加提出資料は返却しません。

【提出書類】

- ・事業計画書（会社案内・パンフレットも添付すること）
- ・事業費明細
- ・収支予算書
- ・暴力団排除に関する誓約書

(3) 提出期間

令和7年4月8日（火）～令和7年5月2日（金）（必着）

※提出方法は郵送のみ

(4) 提出先

〒960-8670

福島市杉妻町2-16（西庁舎11階） 福島県県産品振興戦略課
（担当：大澤）

(5) インターネットによる案内

本募集要領及び事業計画書様式等は下記ウェブサイトからダウンロードすることができますので御利用ください。

トップページ(Home) > 組織別 > 商工労働部 > 県産品振興戦略課

検索ワードは、福島県 県産品振興戦略課

5 審査及び結果通知について

提出された計画書を基に審査を実施します。また、審査の結果は、5月26日（月）までに電子メールで通知する予定です。

※なお、審査において、「ふくしまクリエイターズバンク」登録クリエイターを活用した商品開発を行う計画内容の場合は、評価を加点します。

6 支援先決定及び補助金交付までのスケジュール（予定）

スケジュール項目	スケジュール
募集期間（事業計画書提出）	令和7年4月8日(火)から5月2日(金)
審査、内示	令和7年5月26日(月)
補助金交付申請	令和7年5月27日（火）以降
交付決定、事業着手	令和7年5月27日（火）以降
進捗状況調査（書面・現地調査）	令和7年10月頃
実績報告書類提出、確定調査	令和8年1月下旬以降
補助金交付	令和8年3月中

※上記スケジュールは変更する場合があります。

7 本事業に関する問い合わせ先

福島県県産品振興戦略課（担当：大澤）

電話 024-521-7296 FAX 024-521-7888

E-mail : trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp

（以上）

補助対象経費一覧

経費区分	内 容
報償費	役務の提供等によって受けた利益に対する代償 例：技術習得のために、講師を依頼した場合の講師に対する謝金
旅 費	業務遂行のために出張した場合の交通費、宿泊料の実費額、高速通行料金、駐車料金 対象外：自社従業員の出張日当、自動車の燃料費 交通系 I C カードのチャージ代等
需用費	消耗品費、印刷費、光熱水費（電気料、水道料、ガス料等の一部）、パンフレット作成、パッケージ作成、商品開発に係るサンプル品の原材料費 対象外：デジカメ、使用目的が証明できないコピー代等
役務費	輸送費、郵便代、広告料、手数料（品質検査、各種証明手数料、クリーニング代等） 対象外：振込手数料、租税公課（印紙、証紙）、通話料、保険料等
委託料	特殊な技術、設備を必要とし、あるいは高度の専門的知識を必要とする業務を他の者に委託して実施させた場合の経費 例：デザイン料、ホームページ作成・改良（対象事業に係る分のみ）
使用料及び賃借料	賃借料（土地、建物、自動車、備品、機械等の借上げ料及び施設使用料）、展示会・イベント出展料（売上に対する出展料は除く） 対象外：取引によって発生するロイヤリティ等
負担金	展示会、イベントの出展に係る経費

※ 上記の経費のうち、事業の執行に当たり必要なもののみ対象となります。材料費などを計上する場合は必要最低数量としてください。

※ 実績の確認が困難な経費（按分できない経費）や事業終了後の継続使用が可能な汎用性の高い物品及び収益が生じる経費などは、助成対象外となりますので留意願います。